

参考資料

1. まちづくりを進める支援制度・関連事業
2. 検討体制と経緯
3. シンポジウムの概要

1. まちづくりを進める支援制度・関連事業

ウォーカブルなまちづくり

■ まちなかウォーカブル区域

車中心から人中心となる「まちなか」の形成を目指し、市町村、民間事業者、産官学などの多様な主体による取り組みを推進するための制度です。「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを実現するため、財政・税制・金融などの面で支援があります。

Walkable 歩きたくなる Eye level まちに開かれた1階 Diversity 多様な人の多様な用途、使い方 Open 開かれた空間が心地良い	居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。 歩行者目線の1階部分等に店舗やラオがあり、ガラス張りで見えたと、人は歩いて楽しくなる。 多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。 歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。	 道路を占用した夜間オープンカフェ (福岡県北九州市)
1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化 民間敷地の一部を広場化 (宮崎県日南市)  駅前のレストランモール化と広場創出 (兵庫県姫路市) 	 2つの開発の調整により 一体整備された神社と森 (東京都中央区) 	 公園を芝生や民間カフェ設置で再生 (東京都豊島区)

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかのイメージ

「まちなかウォーカブル区域」に指定された区域内では、一体型滞在快適性等向上事業 (通称：一体型ウォーカブル事業) をはじめ、以下に示す事業等を活用することができます。

一体型ウォーカブル事業 (P.80) 官による車道の一部広場化等と一体的に行う、 民による沿道店舗のガラス張り化、オープンテラス化等  ⇒官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」空間を整備	都市再生推進法人が道路・公園の 占用等の手続きを一括して対応 (P.23)  ⇒公共空間におけるにぎわいイベントなど まちづくり活動の活性化
駐車場の出入口規制の導入等 (P.104)  ⇒安全・快適で歩きやすいまちなか形成	協定に基づく民間による カフェ・売店等の設置特例等 (P.95)  ⇒まちづくりの担い手による公園整備に よる魅力的な交流・滞在空間創出
都市再生推進法人による交流・滞在空間 の充実化に対する金融支援 (P.125)  ⇒広場にベンチ設置や植栽を 行うなど交流・滞在空間を充実化	
都市公園に看板等を設置 (P.89) ⇒地域イベント等の情報発信環境の整備と 収益向上による一体型滞在快適性等 向上事業の実施促進	
普通財産の活用 (P.110) ⇒市の所有する空き地や建物などを まちづくり活動に有効活用	

※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

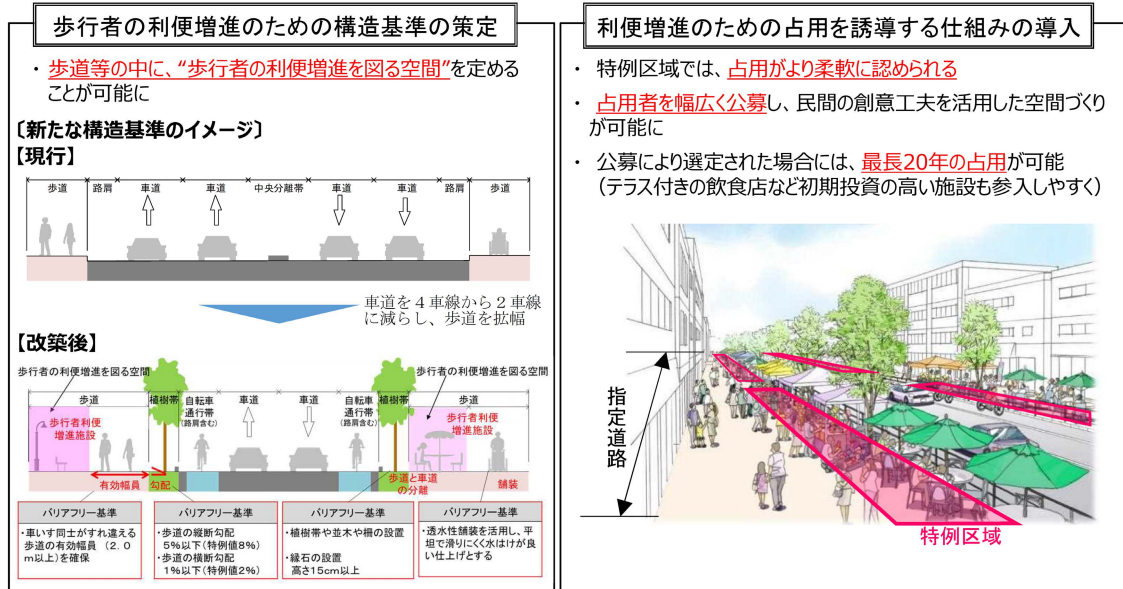
(URL: <http://www.mlit.go.jp/toshi/system/#doro>)

出典：国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室 2021.3
「官民連携まちづくりの進め方」

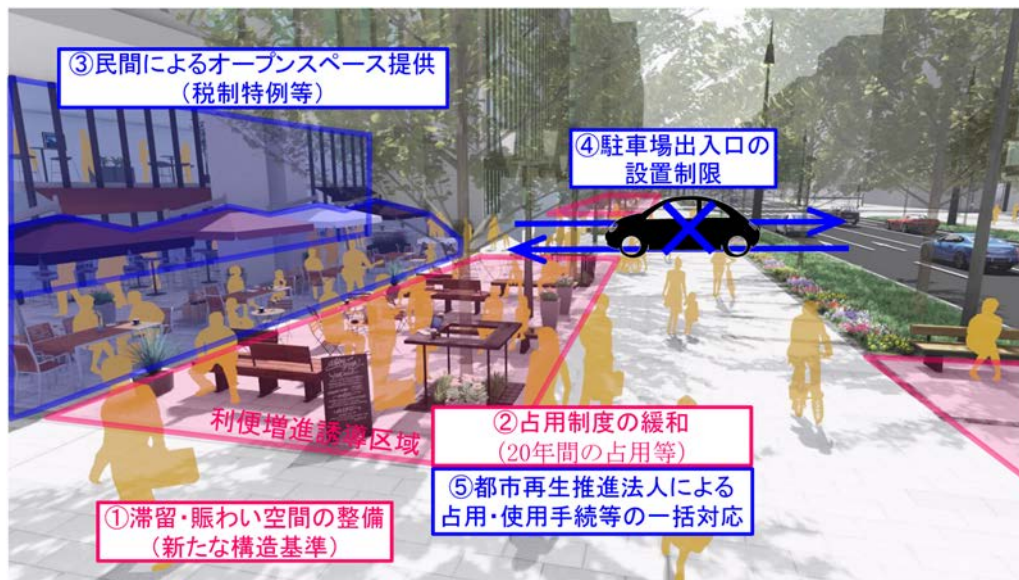
■ほこみち（歩行者利便増進道路）

「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まっています。「歩行者利便増進道路」（通称：ほこみち）制度は、そのような賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度です。

歩行者の利便増進のための構造基準において、歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能になりました。



ほこみち（改正道路法）とまちなかウォーカブル区域（改正都市再生特別措置法）を併用することで、官民一体で取り組む「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出を促進できます。



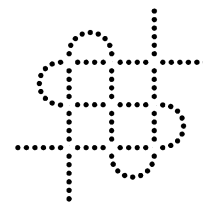
※詳しくは、国土交通省のほこみち制度のホームページをご確認ください。

（URL: <https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>）

出典：国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室 2021.3
「官民連携まちづくりの進め方」

■Nagoya まちなかオープンスペース制度

居心地が良く歩きたくなる「ウォーカブルなまちづくり」の実現に向け、民間事業者等が建築敷地内で多様なつかい方を想定した高質な空間づくりにより「憩いや賑わいが生み出される居心地の良いオープンスペース」の整備・運営ができるよう創設された制度です。



Nago machi Space

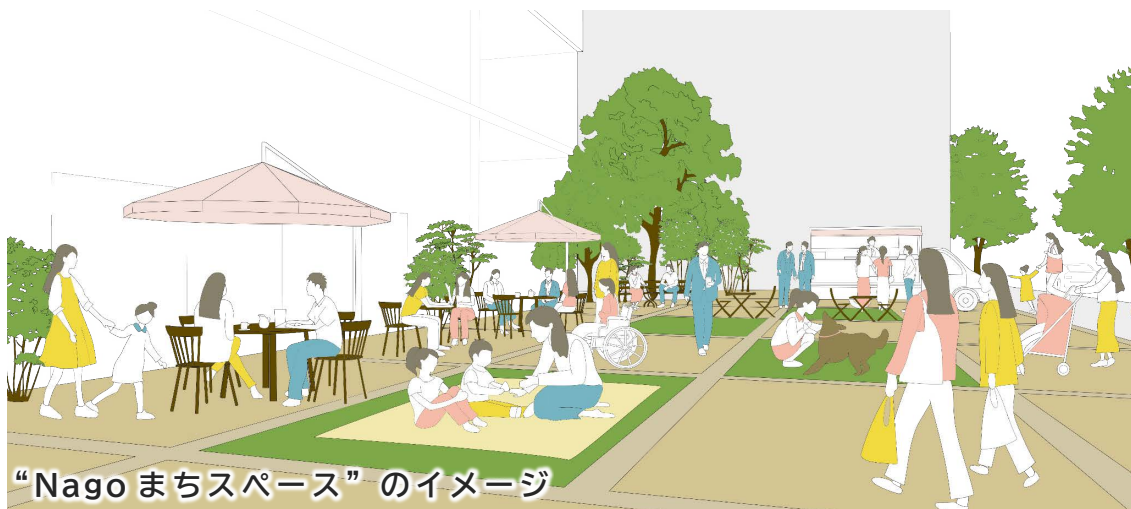
○目的

高質なオープンスペース
の整備・運営

良好な都市の環境や
憩い・賑わいの創出

ウォーカブルなまちづくり
まちの魅力・活力の向上

○基本方針



つくり方

- ・多様なつかい方を想定した整備
- ・機能性、快適性、都市魅力、みどり、賑わい等の観点から、高質な空間ほど、緩和される容積率が増加する仕組みにより、高質な空間づくりを誘導



つかい方

- ・オープンカフェやマルシェの開催、移動販売車の設置など憩いや賑わいを創出し、まちの魅力・活力の向上に資する活用が可能
- ・活用による収益の一部を維持管理や環境整備へ還元し、持続的な高質化を実現



■問合せ

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課 052-972-2918
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課 052-972-2713

■都市公園における行為許可対象の拡大

都市公園において、商業目的の写真撮影、テレビ・映画などの動画撮影、公園の一部または全部を独占して行う行事、大会、イベントなどで公園の利用を希望するときは、事前に都市公園内行為許可の申請と使用料が必要です。

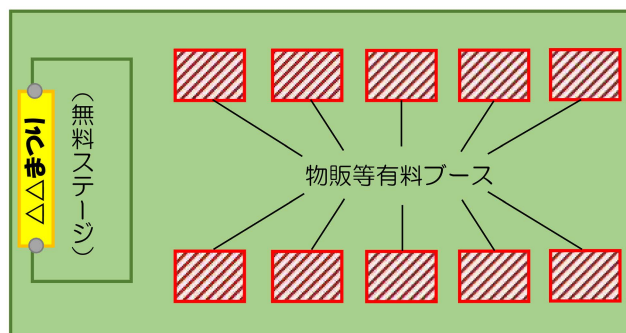
令和5年4月より、行為許可対象に公園のにぎわいづくりにつながるようなマルシェやフリーマーケット等、物販中心のイベントなどが新たに追加されました。

○行為許可の使用料単価

	旧単価	新単価
興行	1件1日につき 325,000 円	【金銭を徴収する区域】 ●久屋大通公園、矢場公園、白川公園、若宮大通公園 1m ² 1日につき 65 円 ●上記公園以外 1m ² 1日につき 32 円 (注)
催しにより公園の一部を独占する場合	1m ² 1日につき 8 円 (河川区域は 6 円)	【そのほかの区域】 1m ² 1日につき 8 円 (河川区域は 6 円)
物販	(イベントに付随して行う物販は) 1m ² 1日につき 8 円 (河川区域は 6 円)	●久屋大通公園、矢場公園、白川公園、若宮大通公園 1m ² 1日につき 65 円 ●上記公園以外 1m ² 1日につき 32 円 (注)

注：金銭を徴収する区域、それに伴い物品の引き渡しやサービスを提供する区域、そのほかこれらに付随する区域に適用

○適用単価の例



 : 久屋大通公園、矢場公園、白川公園、若宮大通公園 **65 円/㎡・日**
 上記公園以外 **32 円/㎡・日**

 : **8 円/㎡・日** (河川区域は 6 円/㎡・日)

※詳しくは、名古屋市のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000068394.html>)

■問合せ

中村土木事務所 052-481-7191

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課 052-972-2472

■ なごやかベンチ事業

みんなで名古屋の公園を魅力的にしていけるため、市民や企業の皆さまからあたたかいメッセージとご寄附を頂戴して、公園に新しいベンチを設置する事業です。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園へのやさしい想いを記します。

寄付は次のような方や場面を想定しています。

- ・公園を利用する、公園を愛する個人・団体・企業等の皆様から
- ・結婚・出産・退職など心に残る人生の記念や思い出に
- ・大切な人への感謝を表現するきっかけに
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

○ 募集概要

(1) ベンチを設置する公園

名古屋市の管理するすべての都市公園

(ただし、公園の規模及びベンチの設置状況等により、ご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。)

(2) ベンチの仕様

1. 公園ベンチ (例)

A タイプ (背付きベンチ)

B タイプ (背無しベンチ)



＊脚：アルミ鋳物 座板：再生木材

＊ベンチ幅：150cm 程度

＊手すりを設けバリアフリーに配慮しています。

2. 防災用ベンチ (かまどタイプ)



＊胴：鋼板 座板：再生木材

＊ベンチ幅：150cm 程度

＊手すりを設けバリアフリーに配慮しています。

＊内部にかまど 2 基

＊設置には地域による定期的な防災訓練の実施など諸条件があります。

詳細は緑地利活用課までお問い合わせください。

(3) 応募方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、以下の問合せ先にご提出ください。

申込書は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。ファックス・メール・郵送・以下の窓口でも入手可能です。詳しくは、名古屋市のホームページをご確認ください。
(URL: <http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000068249.html>)

■ 問合せ

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課 052-972-2489

土地の高度利用・都市機能誘導

■都市再生特別地区

都市再生緊急整備地域内において、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることを目的に指定する地区です。

既に定められている用途地域等による建築制限の代わりに、誘導すべき用途や容積率、高さ等の必要な事項を都市計画で決定します。

事業者からの都市計画提案（※）を基本とし、提案内容を個別評価した上で、都市計画の必要性・妥当性を総合的に判断します。

（※）都市計画提案の主な要件

都市開発事業の区域面積0.5ha以上、都市計画の素案の対象となる土地の所有権等を有する者の3分の2以上の同意、提案内容の地域整備方針への適合など

※詳しくは、名古屋市都市再生特別地区運用指針をご確認ください

○適用地区：名駅四丁目7番地区（ミッドランドスクエア）

名駅一丁目1番地区（JRゲートタワー・JPタワー名古屋）

東桜一丁目1番地区（アーバンネット名古屋ネクスタビル）

栄四丁目1番地区（中日ビル）など



アーバンネット名古屋ネクスタビル



中日ビル

■問合せ

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課 052-972-2713

■都市計画制度（高度利用地区、特定街区、地区計画）

高度利用地区

土地利用が細分化されているなどにより高度利用が阻害されている区域において、建築物の敷地の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に指定する地区です。

容積率の最高及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を都市計画で定めます。

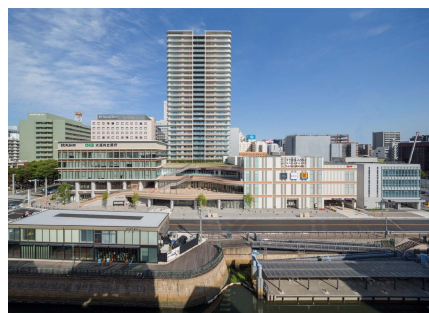
○適用事例：栄三丁目地区（ラシック）

名駅五丁目地区（アクアタウン納屋橋）

栄一丁目地区（テラッセ納屋橋） など



ラシック



テラッセ納屋橋

特定街区

特定街区は、良好な環境と健全な形態を有する建築物を誘導し、もって街区の整備改善を行い、都市機能の更新と魅力的な都市空間の形成・保全を図ることを目的としています。

特定街区は、本市策定の総合計画、「名古屋市都市計画マスタープラン」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等並びに地域について定められた整備方針、整備計画がある場合、その整備方針等に適合するよう街区の指定を行います。

本制度は、良好な空地の確保の他、地域の整備改善、文化・教育・福祉等の向上に寄与する施設若しくは宿泊施設の整備、歴史的建造物・ランドマークの保全、屋上等の緑化、誘導施設の整備、沿道建築物建替え又は共同住宅の供給等に寄与するプロジェクト等に対して積極的に活用します。

※詳しくは、名古屋市特定街区運用基準をご確認ください。

地区計画

地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために必要な事項を整備方針や整備計画で定め、きめ細かいまちづくりを実現する制度です。目的に応じていくつかのパターンがあり、制限の強化だけでなく緩和ができる場合もあります。

都市計画や建築基準法で定める制限のほか、道路、公園など地区の施設と建築物の用途、形態、敷地などに関する事項が定められています。

再開発等促進区を定める地区計画では、一体的かつ総合的な市街地の再開発または開発整備を行う場合に、必要となる道路等の公共施設整備にあわせて建築物の容積率等を緩和することが可能です。

その他、容積率の緩和が可能なものとして、高度利用型・容積適正配分・用途別容積型があります。

○適用事例：牛島南地区（名古屋ルーセントタワー）

大井町地区（ヴィークタワー名古屋東別院）

ノリタケの森地区（イオンモール名古屋ノリタケガーデン）

錦二丁目7番地区（プラウドタワー名古屋錦） など



イオンモール名古屋ノリタケガーデン



名古屋ルーセントタワー

■問合せ

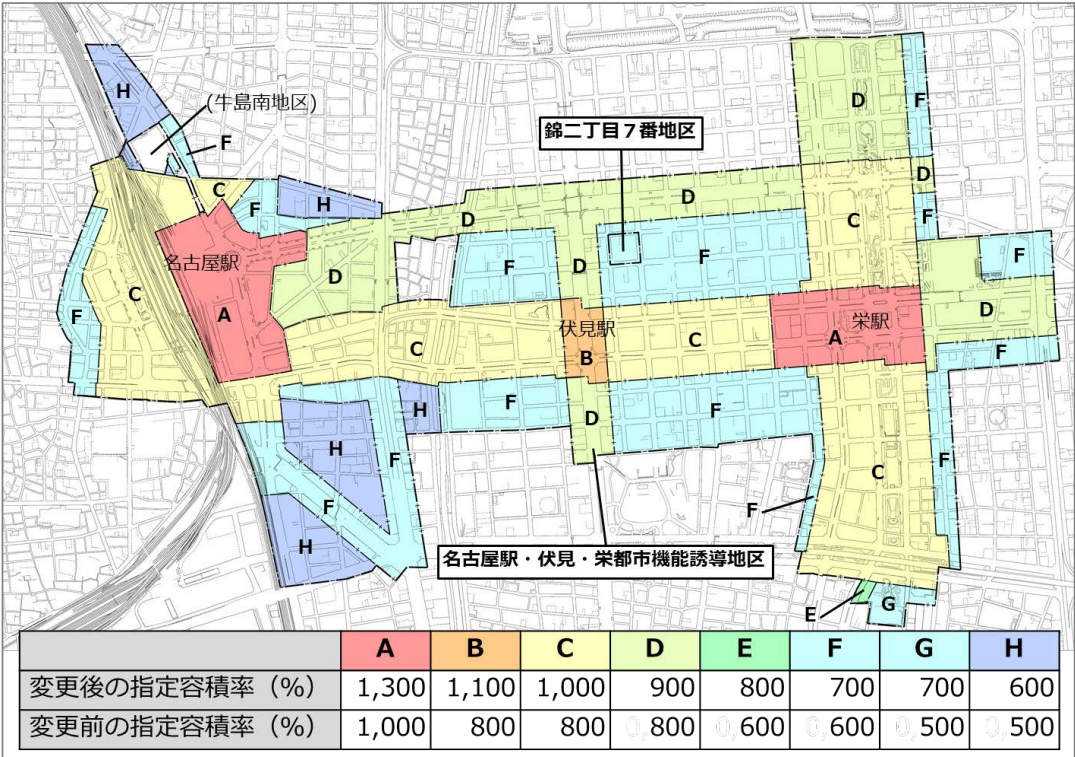
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課 052-972-2713

名古屋駅・伏見・栄地区都市機能誘導制度

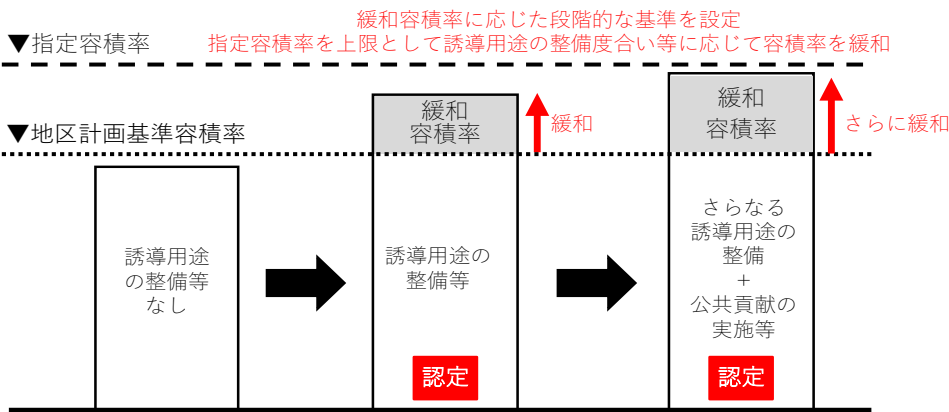
リニア時代におけるスーパー・メガリージョンのセンターにふさわしい都市機能の増進を図るため、都心部において容積率をインセンティブとして都市機能を誘導する制度です。

誘導用途の整備や公共貢献の実施等の基準に適合する建築物を市長が認定し、地区計画基準容積率を基準に、指定容積率を上限として容積率を緩和します。

個別の都市計画決定や許可よりも簡易な認定により、広く面的に都市機能を誘導します。



対象区域



※詳しくは、名古屋都市計画地区計画（名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区）における建築物の容積率の最高限度の規定に基づく認定要綱をご確認ください。

(URL: <https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000132208.html>)

問合せ

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課 052-972-2713

■総合設計制度

建築基準法に基づき、敷地内に歩行者が自由に通行・利用できる公開空地等を設けることにより、市街地環境の整備改善を図る計画について、容積率や高さ制限を緩和する制度です。

○制度適用の主な要件

- ・敷地面積の最低限度（近隣商業地域、商業地域は 500 m²）
- ・前面道路の最低幅員（近隣商業地域、商業地域は 8 m）
- ・このほか、空地率の最低限度、有効公開空地率の最低限度、外壁面の後退、日影規制、駐車施設等の附置、緑化などについて、一定の要件があります。

※詳しくは、名古屋市総合設計制度指導基準をご確認ください。

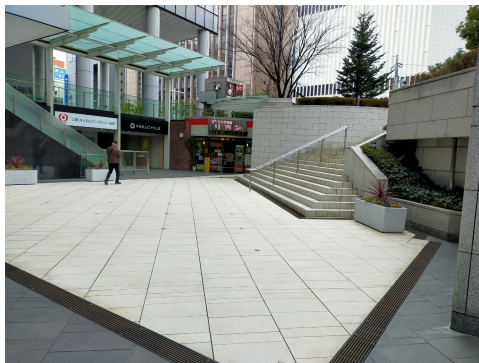
○適用事例：瀧定名古屋ビル（錦二丁目）

名古屋インターシティ（錦一丁目）

ウインクあいち・名古屋クロスコートタワー（名駅四丁目）

名古屋三井ビルディング本館・新館（名駅南一丁目）

御園座タワー（栄一丁目） など



名古屋三井ビルディング本館・新館



御園座タワー

■問合せ

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課 052-972-2918

市街地再開発事業

市街地再開発事業とは、都市再開発法及び都市計画法の定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業です。関係権利者は、従前の土地と建物に見合う新しい建物の一部を従後の資産として受け取ることができます（権利変換）。こうした手続きは都市再開発法で定められており、関係権利者の保護が図られています。また税制の特例措置を受けることもできます。

○施行区域についての要件の概要

- ・高度利用地区、高度利用地区について定めるべき事項を定めた地区計画又は都市再生特別地区の区域内であること
- ・老朽化しておらず低層・低利用でない耐火建築物の割合が、建築面積又は敷地面積で全体の概ね1/3以下であること
- ・公共施設が不十分、敷地利用が細分化されていること等により土地利用状況が不健全であること
- ・土地の高度利用を図ることが、都市の機能の更新に貢献すること

○補助金交付の対象

総事業費のうち次の項目に要する費用が国の交付金要綱に基づく補助対象となり、そのうちの2/3以内が、予算の範囲内で交付されます。（ただし、個人施行であって、都市計画決定されないもの（＝都市計画事業でないもの）は対象となりません。）

調査設計計画：事業計画作成、地盤調査、建築設計、権利変換計画作成

土地整備：建築物除却、仮設店舗等設置、補償費

共同施設整備：空地、供給処理施設、共用通行部分など、共用部の整備

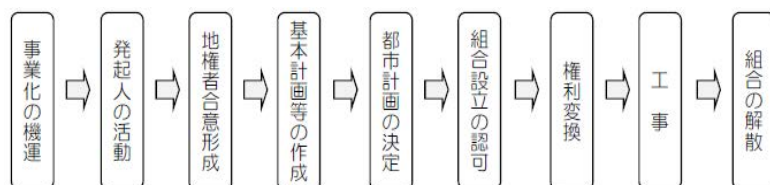
○補助金交付の対象となるための国の交付金要綱上の主な要件※1

施行者	再開発組合（再開発会社）	個人
地区面積※2	5,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上
有効空地率	地区面積の45%以上	地区面積の30%以上又は、敷地面積の10%以上

※1 このほか、国の関与に関する政策上の位置づけ、共用部分、個人施行の場合の権利者数、建築面積、延べ面積、階数、駐車施設などについて要件があります。なお、特定の位置づけのある地域等においては、要件を緩和することができます。

※2 敷地に接する道路の中心線以内の面積

○主な手続きの流れ（再開発組合の場合）



プラウドタワー名古屋錦

問合せ

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課 052-972-2946

■優良建築物等整備事業（優良再開発型）

優良建築物等整備事業とは、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資することを目的とした、土地利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備（地権者全員の同意で実施する任意の再開発）に対する、国の交付金要綱に基づく補助事業です。

○国の交付金要綱に基づく主な要件（共同化タイプ）※1

権利者数	2人以上（2人の場合は200㎡未満又は不整形な土地等を含む）
地区面積※2	概ね1,000㎡以上（都心部は概ね500㎡以上）
有効空地率	基準建蔽率に対し、敷地面積の20%以上の空地の上乗せ
その他	敷地面積が500㎡以上 敷地が幅員6m以上の道路に4m以上接道 住宅部分がある場合は各戸の専用部分が50㎡以上125㎡以下など

※1 共同化タイプのほか、「市街地環境形成タイプ」、「マンション建替えタイプ」があります。

※2 敷地に接する道路の中心線以内の面積

補助採択に際しては、上記の国の交付金要綱に基づく要件を満たしたうえで、地域の安全性や防災性の向上、都市の活性化や魅力の向上などに資する快適な都市空間の形成や市街地環境の改善といった公共貢献、これからの本市に求められる都市機能の導入、地域の課題に対する改善の提案等をいくつか組み合わせて開発計画に盛り込む必要があります。

○補助金交付の対象

総事業費のうち、次の項目に要する費用が補助対象となり、そのうちの2/3以内が、予算の範囲内で交付されます。

- 調査設計計画 : 地盤調査、建築設計
- 土地整備 : 建築物除却
- 共同施設整備 : 空地、供給処理施設、共用通行部分など、共用部の整備



モード学園スパイラルタワーズ



ミッドランドスクエア

■問合せ

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課 052-972-2946

クリエイティブなまちづくり

■クリエイティブ・リンク・ナゴヤ

名古屋市が2022年に設置した、地域の文化芸術活動を支援する組織です。名古屋版アートカウンシルの推進を担う組織として、「助成・支援」、「パイロット事業」、「調査研究・情報発信」を取り組みの柱としています。新たな文化芸術の価値の創造を通じ、名古屋の都市活力・魅力の向上に貢献していきます。

○ミッション

- ・文化芸術と他分野の連携を促進し、波及効果の創出をめざします。
- ・地域の文化芸術活動に対し、専門的見地から戦略的な支援を行います。
- ・取り組みの成果を名古屋市の文化政策に反映していきます。

○助成事業（2023年度）

助成A：社会連携（アーティスト・文化芸術団体向け）	アーティストや文化芸術団体が他分野（観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等）と連携する活動を支援
助成B：社会連携（アーティスト・文化芸術団体以外の事業者・団体向け）	まちづくり、観光にかかわる事業者がアーティストや文化芸術団体と連携する活動を支援
助成C：キャリアアップ	新進のアーティストのキャリアアップを支援するため、自身の活動・業績を記録し、効果的にアピールするための記録集等作成にかかる経費を助成
助成D：デジタル広報	SNSやウェブ広告、電子チケットといったデジタル技術を活用した広報費を助成

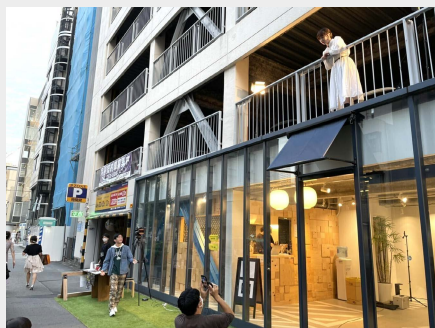
※詳しくは、クリエイティブ・リンク・ナゴヤホームページをご確認ください。

(URL: <https://creative-link-nagoya.jp/>)

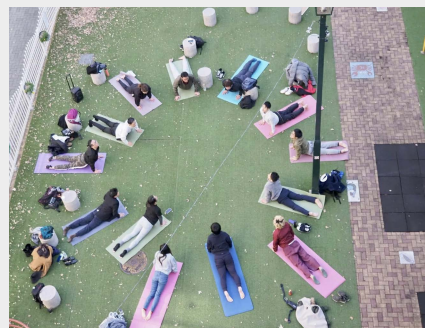
＜名駅南における助成採択事業例＞

名駅南地区で持続的にクリエイティブな機運を高めるための社会実験であり、来場者とクリエイターの出会いを促し、新たなコラボレーションやビジネス機会につなげることを目指すプロジェクトです。

エリア内のレンタルスペースや公園、お寺の駐車場など地域内の空間を活用し、名古屋圏で活動をする若手クリエイターを中心としたパフォーマンスイベントを展開しています。



クリばこでの演劇パフォーマンス



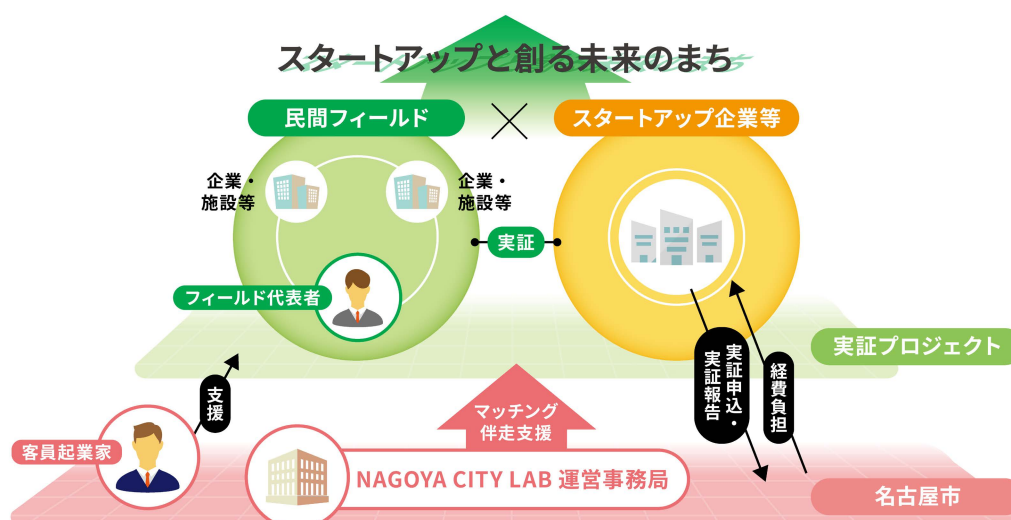
祐宜公園でのヨガイベント

■問合せ

クリエイティブ・リンク・ナゴヤ事務局 052-211-9761

■スタートアップ等まちなか実証推進事業

民間フィールドの社会課題解決を通じて、スタートアップ等が社会実証を推進できる環境をまちなかに整備し、先進技術の社会実装を促進することで、まちなかで社会実証が活発に行われる「実証実験都市なごや」を目指す事業です。



○支援内容

- ・ 支援金の支払い
- ・ 実証に必要な調整
- ・ 本市主催イベント等での広報活動の推進
- ・ 大学、研究機関等における相談の斡旋
- ・ 客員起業家による相談機会の提供
- ・ 実証終了後のフォロー

○令和4年度事業実績

民間フィールド	実証プロジェクト名	実証事業者	実証内容
那古野 エリア	堀川水上交通自動化プロジェクト	海床ロボット コンソーシアム	堀川における都市型水上ロボットを使用した最適な水上モビリティ活用方法の検証
	那古野パーソナルモビリティ自動運転プロジェクト	株式会社 エクセイド	自動運転システムを搭載したパーソナルモビリティ（車椅子型）の実用化やシェアリングサービス導入に向けた検証
名古屋錦二丁目 エリア	錦二丁目脱炭素リーディングプロジェクト	株式会社 DATAFLUCT	地域コミュニティ内でエコなアクションを可視化させるシステムを活用することで、持続可能な脱炭素社会に向けたまちづくりの検証
	子供たちの文化交流拠点in 錦二丁目プロジェクト	株式会社 Sonoligo TOPPAN 株式会社	子どもの個性診断ツールを活用し、個性に応じた文化体験機会を提供するプラットフォームとの連携により、親子の誘客や交流促進に繋がるかを検証
名鉄瀬戸線沿線 エリア	瀬戸線沿線アートギャラリー化プロジェクト	株式会社 IDEABLE WORKS	デジタル額縁によるコンテンツ配信型の壁面ギャラリーサービスを活用し、利用者への新たな体験価値の提供を通じたビジネスモデル構築の検証
		株式会社 artkake	SAKUMACHI 商店街および駅構内スペースにおけるアート展示・アート共同保有機会創出を通じたビジネスモデル構築の検証

※詳しくは、名古屋市ホームページをご確認ください。（URL: <https://nagoya-city-lab.jp/>）

■問合せ

名古屋市経済局イノベーション推進部スタートアップ支援室
a3046@keizai.city.nagoya.lg.jp

■スタートアップ企業支援補助金

市内で新たに創業する方や創業後 5 年以内の市内中小企業者に対して、創業時等に必要な経費の一部を助成する補助金制度です。

補助金概要

○補助対象者

- ・ 指定する期日までに名古屋市内で新たに創業する方
- ・ 創業後 5 年以内の市内中小企業者（新しい取り組みにチャレンジする方）

○補助対象経費

- ・ 市内での開業、市内での事業所の開設、新商品の開発や販路開拓などに必要な経費

○補助率

- ・ 補助対象経費の 1/3 以内

○補助限度額

- ・ 100 万円

※詳しくは、名古屋市ホームページをご確認ください。

（URL:<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000080543.html>）

■問合せ

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター） 052-735-2100